

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

| | | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 委員長 | 岩本 司 | (民主) | 小林 正夫 | (民主) | 中村 博彦 | (自民) |
| 理事 | 家西 悟 | (民主) | 櫻井 充 | (民主) | 西島 英利 | (自民) |
| 理事 | 谷 博之 | (民主) | 津田 弥太郎 | (民主) | 南野 知恵子 | (自民) |
| 理事 | 蓮 舫 | (民主) | 中村 哲治 | (民主) | 若林 正俊 | (自民) |
| 理事 | 衛藤 晟一 | (自民) | 森 ゆうこ | (民主) | 山本 博司 | (公明) |
| 理事 | 渡辺 孝男 | (公明) | 石井 準一 | (自民) | 小池 晃 | (共産) |
| 足立 信也 | (民主) | 石井 みどり | (自民) | 福島 みづほ | (社民) | |
| 大河原 雅子 | (民主) | 岸 宏一 | (自民) | | | |
| 風間 直樹 | (民主) | 島尻 安伊子 | (自民) | | | |
| | | | | | | (19. 10. 23 現在) |

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出3件、本院議員提出3件及び衆議院提出5件（うち厚生労働委員長4件）の合計11件であり、そのうち、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出5件を可決した。

また、本委員会付託の請願72種類562件のうち、13種類121件を採択した。

〔法律案の審査〕

年金問題　**国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参法）**は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るために措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものである。委員会においては、年金保険料の流用に関する考え方、事務費等を全額国庫負担とする理由とその財源の確保策、事務費等の使途をチェックする仕組み、年金相談等を名目とした施設の建設が行われる可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（衆法）は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講じようとするものである。なお、衆議院において、特例対象者の事業主に対する請求権を国が取得すること、施行状況等を政府が国会に報告すること等を追加する旨の修正が行われた。

委員会においては、発議者より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

労働法制

労働契約法案（閣法）は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働関係の安定を図るため、労働契約に関する基本的事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、労働契約の原則に、均衡の考慮及び仕事と生活の調和への配慮の規定を追加する等の修正が行われた。

最低賃金法の一部を改正する法律案（閣法）は、就業形態の多様化等が進展する中で、すべての地域において地域別最低賃金を決定することとともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、労働契約の原則に、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する旨の修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、参考人から意見を聴取するとともに、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けることの妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等について質疑を行った。質疑終局の後、日本共産党から、最低賃金法の一部を改正する法律案について全国最低賃金の創設等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

肝炎問題

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆議院厚生労働委員長提出）は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入した薬害事件によって、感染被害者及びその遺族の方々が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず救済するため、給付金を支給する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、薬害再発防止に向けた薬事行政の見直しの必要性、カルテがない患者等の救済方法、先天性の傷病の治療に際して肝炎に感染した者についての対応、すべての肝炎患者等に対する医療費助成、専門医の育成などの総合対策の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

また、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとする**特定肝炎対策緊急措置法案（参法）**については、医療費の支給に要する経費、「国の責めに帰すべき事由」との文言を条文に明記することの妥当性、他の疾患患者との公平性確保の必要性等について質疑が行われたが、継続審査となった。

その他

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法）は、第166回国会において参議院に提出されたものである。本院で修正議決し、衆議院に送付したが、継続審査となり、今国会において衆議院で可決され、参議院に送付されてきた

ものである。

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、政府から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、多数をもって可決された。

上記のほか、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案及び老人福祉法の一部を改正する法律案（いずれも衆議院厚生労働委員長提出）がそれぞれ可決された。

なお、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参考）は、継続審査となった。

〔国政調査〕

平成19年10月23日、臓器移植に関する件について、舛添厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

10月25日、薬害エイズ事件後の薬務行政の問題性、新名寄せシステムでは生年月日がまるめられた記録に対応できないことへの懸念、企業年金連合会への未請求者住所情報等の提供を厚生労働省が拒否してきたことの問題性、医師不足問題の背景及び医師確保対策の必要性、若年者の雇用状況に対する政府の認識及び雇用対策の取組状況、高齢社会における歯科医療の重要性及び歯科診療報酬の見直しの必要性、がん診療連携拠点病院、相談支援センターの整備状況、後期高齢者医療制度を凍結して見直しを図る必要性、在外被爆者に対する手帳交付を国外で認める必要性等について質疑を行った。

12月4日、混合診療解禁論議の問題点、医療事故に係る過失の認定機関と死因究明機関の在り方、海外渡航臓器移植により生じる問題に関する厚生労働大臣の所見、生活保護の扶助基準の引下げに対する厚生労働大臣の見解、年金旧台帳の管理体制の不備に対する厚生労働省の認識、厚生労働省職員の勤務実態とワークライフバランスの実現、アスベストによる労災認定事業所名を早期に追加公表する必要性、厚生労働省のイニシアチブにより労働者派遣法の見直しを行う必要性等について質疑を行った。

12月6日、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する支援策拡充の必要性、助産所を組み込んだ周産期医療ネットワーク体制整備に向けた今後の取組、平成16年の基本的合意にもかかわらず規制改革会議で混合診療について議論する理由、診療関連死の死因究明について医療従事者が萎縮しない仕組みにする必要性、待機児童解消に向けた厚生労働省の取組状況、発達障害児・者に対する支援拡充に向けた厚生労働大臣の決意、次期診療報酬改定におけるがん対策の評価、リンパ浮腫治療に対する保険

適用等について質疑を行った。

12月11日、年金記録問題解決に向けた厚生労働大臣の姿勢が後退していると考えられることの問題性、未統合年金記録に係る給付額を推計し公表する必要性、政治的決断によりすべての薬害肝炎患者を一律に救済する必要性、C型肝炎ウイルスのスクリーニング検査開始後も感染者が発生している原因及びその問題性、産婦人科医確保のための診療報酬優遇による処遇改善の必要性、生活扶助基準の引下げよりも低所得世帯に対する対策を優先させる必要性、予防原則に基づき食品安全行政を進める必要性、放射線照射食品についての原子力委員会決定を踏まえた厚生労働省の取組等について質疑を行った。

12月25日、H I V訴訟以降の血液製剤による健康被害の再発防止に向けた厚生労働省の取組、フィブリノゲン製剤投与の事実認定を裁判所が行う必要性、コンピュータ上の年金記録とすべての紙台帳等の照合の期限を明示する必要性、医師の需給推計における前提の問題点、地域生活支援事業の財源を国の義務的経費として確保する必要性、介護事業において書類作成等の事務手続を簡素化する必要性、食品業界のコンプライアンス向上に向けた支援策、原爆症認定の在り方についての厚生労働大臣の見解、労働者派遣制度の見直しに早急に着手する必要性、ジョブカフェ事業の委託経費の妥当性等について質疑を行った。

平成20年1月10日、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について舛添厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成19年10月25日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 薬剤使用による肝炎問題に関する件、未統合年金記録問題に関する件、若年者雇用対策に関する件、歯科医療における診療報酬の在り方に関する件、がん対策の推進に関する件、後期高齢者医療制度の在り方に関する件、在外被爆者に対する手帳交付に関する件等について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、蓮舫君（民主）、石井準一君（自民）、石井みどり君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員蓮舫君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年10月30日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員蓮舫君、同大塚耕平君、同津田弥太郎君、同辻泰弘君、同足立信也君、舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小林正夫君（民主）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

○平成19年11月1日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員辻泰弘君、同大塚耕平君、同蓮舫君、同津田弥太郎君、同足立信也君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 衛藤晟一君（自民）、坂本由紀子君（自民）、西島英利君（自民）、山下栄一君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

（参第1号） 賛成会派 民主、共産、社民
反対会派 自民、公明

○平成19年11月15日（木）（第5回）

- 労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）
最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）
以上両案について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員細川律夫君から説明を、最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた。
- 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）
以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた。
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第87号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月20日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同田村憲久君、舛添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣、松島国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小林正夫君（民主）、吉川沙織君（民主）、谷博之君（民主）、坂本由紀子君（自民）、石井準一君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

○平成19年11月22日（木）（第7回）

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本労働組合総連合会総合労働局長谷川裕子君、社団法人日本経済団体連合会専務理事紀陸孝君、東京大学大学院法学政治学研究科教授荒木尚志君、全国労働組合総連合副議長・全日本金属情報機器労働組合（J M I U）中央執行委員長生熊茂実君及び働く女性の全国センター（A C W 2）代表伊藤みどり君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 轟木利治君（民主）、坂本由紀子君（自民）、渡辺孝男君（公明）、福島みづほ君（社民）、小池晃君（共産）

○平成19年11月27日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○労働契約法案（第166回国会閣法第80号）（衆議院送付）

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 石井みどり君（自民）、島尻安伊子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、川合孝典君（民主）、風間直樹君（民主）、大河原雅子君（民主）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

（第166回国会閣法第80号）賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

（第166回国会閣法第82号）賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

以上両案をいずれも可決した。

（衆第3号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

(衆第4号) 賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第87号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(第166回国会閣法第87号) 賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 共産、社民

○平成19年12月4日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 混合診療解禁論議の問題点に関する件、厚生労働省職員の勤務実態とワークライフバランスの実現に関する件、アスベストによる労災認定事業所名の公表に関する件、労働者派遣法の見直しの必要性に関する件、生活保護における扶助基準の見直しの在り方に関する件等について舛添厚生労働大臣、中川内閣府副大臣、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣、原田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 櫻井充君(民主)、中村哲治君(民主)、足立信也君(民主)、小池晃君(共産)、福島みづほ君(社民)

- 特定肝炎対策緊急措置法案(参第4号)について発議者参議院議員家西悟君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年12月6日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 周産期医療体制等の整備に関する件、混合診療解禁論議の問題点に関する件、発達障害児・者に対する支援に関する件、がん対策の推進に関する件等について舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 南野知恵子君(自民)、西島英利君(自民)、山本博司君(公明)、渡辺孝男君(公明)

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員大村秀章君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山田正彦君から説明を聴いた。

- 特定肝炎対策緊急措置法案(参第4号)について発議者参議院議員家西悟君、同前川清成君、同梅村聰君、同松野信夫君、同櫻井充君、舛添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷博之君(民主)、古川俊治君(自民)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、福島みづほ君(社民)

○平成19年12月11日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 未統合の年金記録への対応に関する件、薬害C型肝炎被害者の救済に関する件、産科医療の充実策に関する件、生活保護の扶助基準見直しに関する件、食品安全行政の在り方に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 森ゆうこ君（民主）、福島みづほ君（社民）、小池晃君（共産）、蓮舫君（民主）、大河原雅子君（民主）

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第5号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成19年12月25日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 薬害肝炎被害者の救済に関する件、年金記録問題への対応に関する件、医師不足対策に関する件、障害者自立支援施策に関する件、労働者派遣制度の見直しに関する件、介護事業における労働環境改善に関する件、食の安全確保に関する件、原爆症認定の在り方に関する件、ジョブカフェの委託経費に関する件等について舛添厚生労働大臣、中川内閣府副大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、谷博之君（民主）、西島英利君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

○平成20年1月10日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆第23号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた後、参考人薬害肝炎九州訴訟原告・薬害肝炎全国原告団代表山口美智子君、長野赤十字病院院長清澤研道君、B型肝炎訴訟原告団代表木村伸一君及び京都ヘモフィリア友の会会长佐野竜介君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、衆議院厚生労働委員長代理大村秀章君、同山井和則君、同福島豊君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕 家西悟君（民主）、古川俊治君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）

・質疑

〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、西島英利君（自民）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みづほ君（社民）、川田龍平君（無、委員外議員）
(衆第23号) 賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議を行った。
- 平成20年1月15日（火）（第14回）
 - 請願第288号外120件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外440件を審査した。
 - 特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参第3号）
以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

労働契約法案（第166回国会閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するようするため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 目的

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

第二 労働者及び使用者の定義

- 一 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。
- 二 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

第三 労働契約に関する原則

- 一 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。
- 二 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 三 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。
- 四 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。
- 五 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用する

ことがあってはならない。

第四 労働契約の内容の理解の促進

- 一 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようするものとする。
- 二 労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

第五 労働者の安全への配慮

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

第六 労働契約の成立及び変更

一 労働契約の成立

- 1 労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。
- 2 労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、三1に該当する場合を除き、この限りでない。

二 労働契約の内容の変更

- 1 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。
- 2 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、3の場合は、この限りでない。
- 3 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、三1に該当する場合を除き、この限りでない。
- 4 就業規則の変更の手続に関しては、労働基準法第89条及び第90条の定めるところによる。

三 その他の労働契約及び就業規則に関する事項

- 1 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

- 2 就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該反する部分については、一
2、二3及び三1は、当該法令又は労働協約の適用を受ける労働者との間の労働契
約については、適用しない。

第七 労働契約の継続及び終了

- 一 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、そ
の必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用し
たものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。
- 二 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係
る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠
き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、
当該懲戒は、無効とする。
- 三 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合
は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第八 期間の定めのある労働契約

- 一 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でな
れば、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができな
い。
- 二 使用者は、期間の定めのある労働契約について、その労働契約により労働者を使用
する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復
して更新することのないよう配慮しなければならない。

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、労働契約の原則、労働契約の内容の理解の
促進、労働者の安全への配慮、労働契約の成立、出向及び期間の定めのある労働契約の規
定に関する部分について修正が行われた。

最低賃金法の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が
十全に機能するようにするために、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃
金を決定しなければならないこととともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 最低賃金に係る総則

- 一 最低賃金額
最低賃金額は、時間によって定めるものとする。
- 二 最低賃金の減額の特例
使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたとき

は、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を最低賃金額とする。

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2 試の使用期間中の者
- 3 職業能力開発促進法の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受けける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 4 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

- 1 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。
- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 2の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

二 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者（第三の二において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とする。

第三 特定最低賃金

一 特定最低賃金の決定等

- 1 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、1の申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあっては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とする。

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止する。

第五 その他

一 監督機関に対する申告

1 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

2 使用者は、1の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

二 船員に関する特例

船員に関する特例について所要の整備を行う。

三 罰則

労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかった使用者は、50万円以下の罰金に処する。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 経過措置等

1 この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後2年間は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなす。

三 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、地域別最低賃金を決定するための要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する旨の修正が行われた。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案

(第166回国会閣法第87号)

【要旨】

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るために、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一　定義規定の見直し

- 1　社会福祉士の業務に「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整」を追加する。
- 2　介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。

二　義務規定の見直し

- 1　社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。
- 2　社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 3　介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。
- 4　社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならない。

三　介護福祉士の養成に係る制度の見直し

1　資格の取得方法の見直し

- (イ)　大学に入学することができる者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める。
- (ロ)　3年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める。
- (ハ)　高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を、介護福祉士試験の受験資格を有する者として、法律上位置付ける。
- (四)　(ハ)の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得

した者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2 その他

1 の(一)に該当する者であって介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士（准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者をいう。）となる資格を有する。

四 社会福祉士の養成に係る制度の見直し

1 社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目については、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

2 資格の取得方法の見直し

(一) 社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加える。

(二) 児童福祉司等であった期間が5年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格について、児童福祉司等であった期間を4年以上に短縮し、その期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改める。

(三) (二)の規定にかかわらず、公布の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であった期間が5年以上ある者も受けることができる。

第二 身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正

身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司の任用の資格に社会福祉士を追加する。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行する。

1 第一の一及び二、第二並びに第三の二の1 公布の日

2 第一の三の1の(三)及び四並びに四 平成21年4月1日

二 検討

1 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、こ

の法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、障害者雇用事業主にその事業所又は事務所に勤務する身体障害者の当該事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用を受け入れることを義務付けるとともに、都道府県知事が施設等における身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情を処理することを定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用の受入れの義務化

- 一 政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主等（国等を除く。以下「障害者雇用事業主」という。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により事業主等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 二 一の政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律により一人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用する義務を負う事業主が雇用する労働者の数を勘案して定める。
- 三 障害者雇用事業主以外の事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

第二 苦情の申出等

- 一 身体障害者又は施設等（国等が管理する施設、公共交通事業者等が管理する旅客施設及び車両等、不特定かつ多数の者が利用する施設、事業所及び事務所等をいう。以下同じ。）を管理する者は、当該施設等の所在地（公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあっては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地）を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができる。
- 二 都道府県知事は、一の苦情の申出があったときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。
- 三 都道府県知事は、一の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

第三 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第一は平成20年10月1日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、永住帰国した中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、国民年金の特例等による満額の老齢基礎年金等及び一時金の支給、これを補完する支援給付の実施等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金の特例等

- 一 永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。一及び五において同じ。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。）に係る昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であって政令で定めるものについては、昭和60年改正前の国民年金法による被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）又は国民年金法に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（以下「新被保険者期間」という。）とみなす。
- 二 一に定める永住帰国した中国残留邦人等（60歳以上の者に限る。）であって昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国したもの（以下「特定中国残留邦人等」という。）は、旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料を納付することができる。
- 三 国は、特定中国残留邦人等に対し、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間及び被用者年金の被保険者期間並びに国民年金法による被保険者期間に応じ、政令で定める額の一時金を支給する。
- 四 国は、一時金の支給に当たっては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国残留邦人等に代わって当該保険料を納付するものとする。
- 五 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び一から四までの適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第二 支援給付の実施

- 一 この法律による支援給付は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。
- 二 支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付そ

の他政令で定める給付とする。

三 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者（特定中国残留邦人等以外の者に限る。）があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額が当該配偶者等について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したときは、この限りでない。

四 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

五 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

六 支援給付については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法その他政令で定める法令の規定を適用する。

第三 譲渡等の禁止等

一 一時金及び支援給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

二 租税その他の公課は、一時金及び支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第四 情報の提供

社会保険庁長官は、厚生労働大臣に対し、一時金の支給及び第一の四の保険料の納付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五 訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例

この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法第1条第1項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であって、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は当該中国残留邦人等を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴えを取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第四及び第五については公布の日から、第一（三及び五を除く。）については同年3月1日から、第二については同年4月1日から施行する。

二 所要の経過措置等を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第5号)

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金制度」という。）に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 保険給付等に関する特例等

- 一 国家行政組織法第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が、被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に被保険者の資格に係る届出等があった場合を除く。）に該当するとの当該機関の意見があった場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）の被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定若しくは決定（以下「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、事業主が保険料を納付していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。
- 二 社会保険庁長官は、一の確認等を行ったときは、特例対象者の年金記録の訂正を行い、厚生年金保険の被保険者であった期間について厚生年金保険法による保険給付を行うものとする。
- 三 二の場合において、国民年金法を適用するときは、二の期間については保険料納付済期間に算入し、年金記録の訂正を行うものとする。
- 四 二及び三の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、厚生年金保険法の規定による届出があったものとする。

第二 特例納付保険料の納付等

- 一 社会保険庁長官が第一の一の確認等を行った場合には、事業主は、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、事業主に対して、納付を勧奨しなければならない。
- 二 一の場合において、法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等には、当該法人の役員であった者は、特例納付保険料を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、当該者に対して、納付を勧奨しなければならない。
- 三 社会保険庁長官は、第三の公表を行う前に一又は二の勧奨を行う場合には、事業主

又は役員であった者（以下「事業主等」という。）に対して、期限までに四の申出を行わないときは第三の公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

四 事業主等は、一又は二の勧奨を受けた場合には、特例納付保険料を納付する旨を申し出ることができるるものとし、申出を行った場合には、納期限までに納付しなければならない。

五 特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。

六 国は、毎年度、第三の公表を行った後において、期限までに申出が行われなかつた場合又は勧奨を行うことができない場合に該当するとき（保険料が納付されたか明らかでないと認められるときを除く。）は、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

第三 公表

社会保険庁長官は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、特例納付保険料について第二の三の期限までに申出が行われない場合、納期限までに納付されない場合又は勧奨を行うことができない場合に該当するとき（保険料が納付されたか明らかでないと認められるときを除く。）は事業主等の氏名又は名称その他社会保険庁長官が講ずる措置の結果を、インターネット等により隨時公表しなければならない。

第四 厚生年金基金に係る老齢年金給付に関する特例等、未納掛金等の納付等及び公表

厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金の代行部分についても、第一から第三までに準じて所要の規定を設ける。

第五 協力

事業主等は、第一の一の場合に社会保険庁長官が講ずる措置にできる限り協力しなければならない。

第六 罰則

強制徴収における調査拒否に関する罰則等所要の罰則に関する規定を設ける。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 法律の失効

この法律は、第一の一の国家行政組織法第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

第一 特例対象者の事業主に対する請求権の国による取得等

一 国は、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、適用事業所の事業主が当該特例対象者に係る届出をしなかつたこと又は当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかつたことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

二 政府が厚生年金基金又は企業年金連合会に対し未納掛金の額に相当する額又は特例掛金の額に相当する額を交付したときも、同様とする。

第二 国会への報告

政府は、おおむね6月に1回、国会に、厚生年金保険法第28条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての年金記録確認第三者委員会が行った調査審議の結果の概要（当該事案が、適用事業所の事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでないと認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。）、社会保険庁長官が行った特例対象者に係る確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置することができるようしようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案（衆第23号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第一 前文

フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの方々が感染するという薬害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。

政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかつたことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおわびすべきである。さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。

もとより、医薬品を供給する企業には、製品の安全性の確保等について最善の努力を尽くす責任があり、本件においては、そのような企業の責任が問われるものである。

C型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々からフィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤の製造等を行った企業及び国に対し、損害賠償を求める訴訟が提起されたが、これまでの5つの地方裁判所の判決においては、企業及び国が責任を負うべき期間等について判断が分かれ、現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろうとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている。

一般に、血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠の製剤であるが、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤によってC型肝炎ウイルスに感染した方々が、日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一時救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし、この法律を制定する。

第二 趣旨

この法律は、特定C型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対する給付金の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

第三 定義

- 一 この法律において「特定フィブリノゲン製剤」とは、乾燥人フィブリノゲンのみを有効成分とする製剤であって、昭和39年6月9日、同年10月24日又は昭和51年4月30日に薬事法の規定による承認を受けた製剤及び昭和62年4月30日に薬事法の規定による承認を受けた製剤（ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。）をいう。
- 二 この法律において「特定血液凝固第IX因子製剤」とは、乾燥人血液凝固第IX因子複合体を有効成分とする製剤であって、昭和47年4月22日又は昭和51年12月27日に薬事法の規定による承認を受けた製剤及び昭和60年12月17日に薬事法の規定による承認を受けた製剤（ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。）をいう。
- 三 この法律において「特定C型肝炎ウイルス感染者」とは、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与（獲得性の傷病に係る投与に限る。）を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者をいう。

第四 納付金

一 納付金の支給

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は、特定C型肝炎ウイルス感染者（特定C型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあっては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして給付金を支給する。

二 納付金の支給手続

給付金の支給の請求をするには、当該請求をする者又はその被相続人が特定C型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が四の1、2又は3に該当する者であることを証する確定判決の正本等を提出しなければならない。

三 納付金の請求期限

給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならぬ。

- 1 この法律の施行の日から起算して5年を経過する日（2において「経過日」という。）
- 2 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染したことを原因とする損害賠償についての訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日

四 給付金の額

給付金の額は、次に掲げる特定C型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、次に掲げる額とする。

- 1 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 4,000万円
- 2 慢性C型肝炎に罹患した者 2,000万円
- 3 1又は2に掲げる者以外の者 1,200万円

第五 追加給付金

一 追加給付金の支給

機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して10年以内に新たに第四の四の1又は2に該当するに至ったものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして追加給付金を支給する。

二 追加給付金の請求期限

追加給付金の支給の請求は、特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第四の四の1又は2に該当するに至ったことを知った日から起算して3年以内に行わなければならない。

三 追加給付金の額

追加給付金の額は、特定C型肝炎ウイルス感染者が新たに該当するに至った第四の四の1又は2の区分に応じ、第四の四の1又は2に掲げる額から既に支給された給付金及び追加給付金の額を控除した額とする。

第六 特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金

一 基金の設置

機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務（以下「給付金支給等業務」という。）に要する費用に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金を設ける。

二 交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

三 抱出金

- 1 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるた

め、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤に係る製造業者等に、拠出金の拠出を求めるものとする。

2 製造業者等は、1により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 特定フィブリノゲン製剤等の納入医療機関の公表等

政府は、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、医療機関による当該製剤の投与を受けた者の確認を促進し、当該製剤の投与を受けた者に肝炎ウイルス検査を受けることを勧奨するよう努めるとともに、給付金等の請求手続、請求期限等のこの法律の内容について国民に周知を図るものとする。

三 納入金等の請求期限の検討

給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

四 C型肝炎ウイルスの感染被害者に対する支援等

政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

②参議院において継続審査となった議案

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

障害者自立支援法の施行により増大した障害者又は障害児の保護者の経済的負担を軽減し、かつ、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を図るため、当分の間、障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障害者等の負担能力に応じたものとするとともに、国及び地方公共団体が指定障害福祉サービス事業者等に対し必要があると認めるときは財政上及び金融上の支援等を行うとするものである。

特定肝炎対策緊急措置法案（参第4号）

【要旨】

ウイルス性肝炎のうちB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあること並びにB型肝炎及びC型肝炎について重度の疾病への進展を防ぐことのできる有効な治療の方法が存在するにもかかわらず患者の経済的負担が過重であるために当該治療が十分に行われていないことにかんがみ、B型肝炎及びC型肝炎の対策に

関し緊急に講ずべき措置として、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとするものである。

③参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。）には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(4) 委員会決議

—— 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議 ——

我が国では、国民があまねく近代的な医療の恩恵を享受し得るよう社会環境の整備が進められ、これまで先端技術に基づく医薬品・医療機器によって多くの患者の生命が救われ、また予後の改善がもたらされてきた。

その一方で、サリドマイド、スモン、薬害HIV感染、医原性クロイツフェルト・ヤコブ病感染という医薬品・医療機器による悲惨な事件も経験し、そのたびに薬害根絶及び被害防止が訴えられ、これを受けて感染症予防医療法をはじめ諸施策が実施されてきた。それにもかかわらず、B型肝炎ウイルス感染・C型肝炎ウイルス感染という重大な事件に直面することになった。多数のウイルス性肝炎患者・感染者は、多様な症状に苦しみあるいは症状の重篤化に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされている。

我々は、血液製剤フィブリノゲン等によりC型肝炎ウイルスに感染した被害者やその家族の肉体的・精神的苦痛を取り除くために、一日も早く対応策を講ずるとともに、これらを含めたウイルス性肝炎患者・感染者の健康回復等の対策に最善の努力を行う必要があると考える。

今般、いわゆる薬害C型肝炎訴訟については、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」を制定することによって一応の解決をみることができるが、これはウイルス性肝炎被害のすべてを対象にするものではなく、本法の施行によって肝炎問題が終了するわけではない。

政府においては、これまでの薬事行政の反省に立って、速やかに次の事項について措置を講ずるべきである。

- 一、薬害C型肝炎訴訟の全面解決に向け、血液製剤に起因するウイルス性肝炎患者・感染者を含め、すべてのウイルス性肝炎患者等に対する総合的な肝炎対策に政府を挙げて取り組むこと。
- 二、過去における血液製剤に対する調査を速やかに実施するとともに、投与事実の証明に関するカルテその他の記録確保等のために必要な措置を実施すること。
- 三、肝炎ウイルス検査の質の向上と普及を促進するとともに、肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成及び専門的な肝炎医療を提供する医療機関の整備・拡充を図ること。
- 四、約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者・感染者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。
- 五、肝炎に関する治療方法の充実・普及を図るとともに、治療薬等の研究開発の促進を図ること。
- 六、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の体制の点検を行い、健康被害救済、審査、安全対策等のための整備・強化に努めること。
- 七、特別措置法の施行の日から5年に限られている給付金の支給の請求については、施行

後における請求状況を勘案し、必要があると認めるときは、その期限の延長を検討すること。

八、先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者への必要な措置について、早急に検討すること。

九、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤以外の血液製剤の投与によるウイルス性肝炎の症例報告等を調査し、その結果を踏まえて受診勧奨等必要な措置について、早急に検討すること。

十、肝炎に関する総合的な対策を推進するため、早急に「肝炎対策推進協議会」（仮称）を設立すること。

右決議する。